置賜広域行政事務組合
指定ごみ袋子育て支援事業
子育て支援登録店の手引き

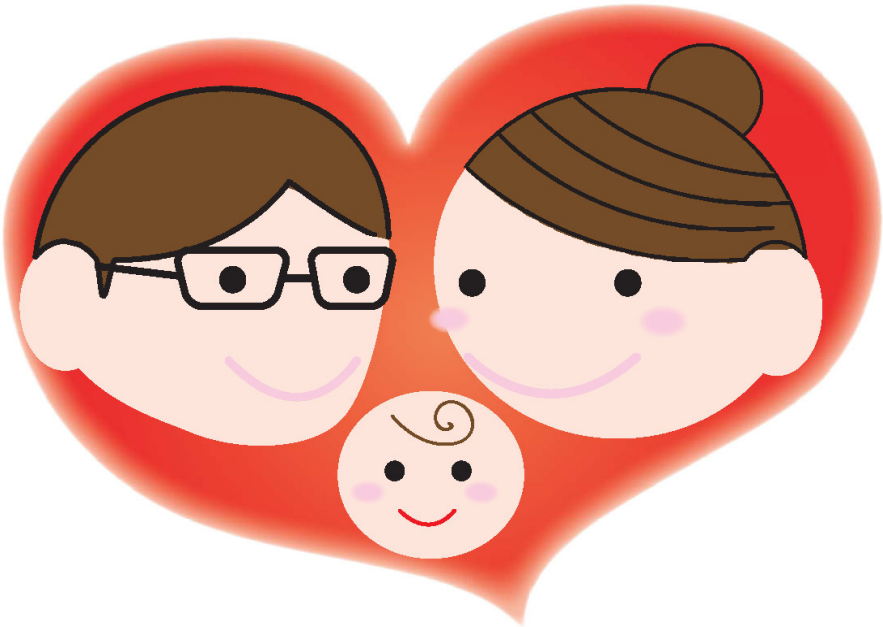

平成２６年３月

置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター

～　目　　次　～

１　事業の基本的な流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　子育て支援登録店の事務作業

(1) 引換券とごみ袋の引換え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

(2) ごみ袋代金等の請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

(3) 登録店の登録内容を変更する場合

①　店名、所在地（住所)、代表者の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

②　印鑑の変更、振込口座の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

(4) 登録店を廃止する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

４　Ｑ＆Ａ集

(1) 子育て支援登録店の申請に関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・　4

(2) ごみ袋の引換えに関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

(3) ごみ袋代金等の請求に関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

(4) その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

５　様式集、記入例

○　指定ごみ袋子育て支援引換券　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

○　指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書　・・・・・・・・・・・・・・・・　8

○　同上　記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

○　債権者・義務者登録申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

○　同上　記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

○　指定ごみ袋子育て支援登録店廃止届　・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

１　事業の基本的な流れ

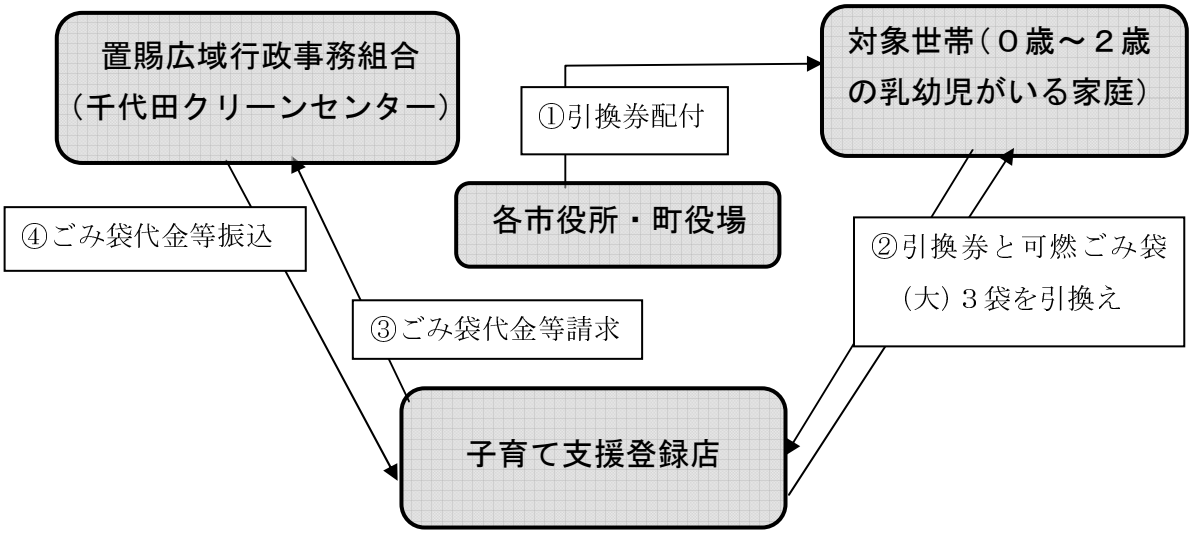

① 各市役所・町役場から対象世帯へ引換券を配付（配付時期は乳幼児の年齢や市町によって異なります）
② 券の配付を受けた方は、子育て支援登録店で引換券と可燃ごみ袋（大）３袋（３０枚）を引換え（券の発行日から３ヶ月以内）
③ 登録店は千代田クリーンセンターへごみ袋代金、事務手数料、事務経費を請求（毎月受付）
④ 置賜広域行政事務組合から登録店へ代金等を振込み（請求書受理から１ヶ月以内）

２　子育て支援登録店の事務作業

(1) 引換券とごみ袋の引換え

① 「指定ごみ袋子育て支援引換券」を持参した方には、券と引換えに可燃ごみ袋（大）３袋（３０枚）を無償でお渡しください。なお、**発行日から３ヶ月を過ぎた券は無効ですので、発行日をご確認ください。**（例：発行日が４月１日の場合は７月１日まで有効）

② 受け取った引換券は、代金請求まで保管してください。券を持参した方に渡す「控え」はありませんので、券全体を受け取り保管してください。

(2) ごみ袋代金等の請求

ごみ袋代金等は１ヶ月単位を目安として千代田クリーンセンターに請求してください。（２ヶ月分以上をまとめても差し支えありませんが、最大でも半年分程度でお願いします。また、１週間分など、１ヶ月を下回る単位での請求はご遠慮ください。）

①　引換券右側の「Ｂ）登録店請求用」に店名を記入（ペンかゴム印で１枚ずつご記入ください）して切り離し、枚数をご確認ください。なお、券左側の「Ａ）登録店控」は、問い合わせ等で必要な場合がありますので最低でも年度内は保管してください。

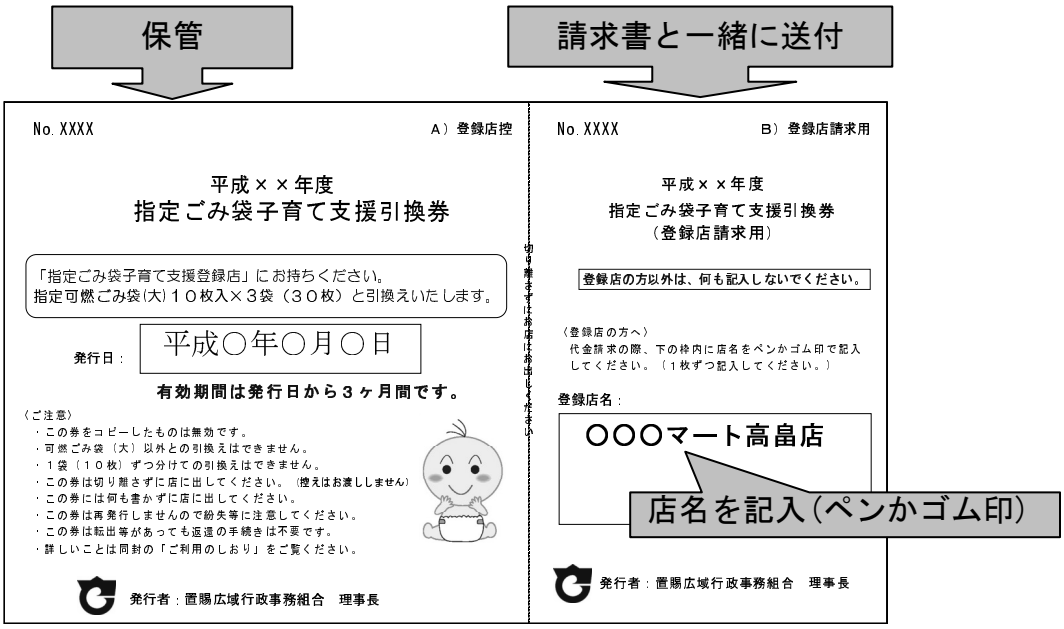

②　「指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書（８ページをコピーしていただくか、ホームページからダウンロードしてください)」を記入し、引換券右側の「Ｂ）登録店請求用」と一緒に千代田クリーンセンターに持参または郵送してください。

請求書の記入例は９ページにあります。

※　「事務経費」が「３００円」になっている請求書はご使用にならないでください。

③　上記書類を受理後、１ヶ月以内に指定口座に振込みます。

※　請求書類に不備があり、修正・再提出いただいた場合は、再提出された請求書の受理日から１ヶ月以内の支払いとなります。

支払いの内訳は以下のとおりです。

①　ごみ袋代金･･･引換券１枚（ごみ袋３０枚）につき１，５００円

②　取扱手数料･･･①の金額×４％

③　事務経費･･･請求１回につき２００円

(3) 登録店の登録内容を変更する場合

①　店名、所在地（住所)、代表者の変更

証紙取扱店の変更手続きをお願いします（必要書類は千代田クリーンセンターにお問い合わせください)。子育て支援登録店としての変更手続きは必要ありません。

② 印鑑の変更、振込口座の変更

請求書に使用する印鑑、振込口座はあらかじめ登録いただいていますので、変更される場合は「債権者・義務者登録申請書（１０ページをコピーしていただくか、ホームページからダウンロードしてください)」を記入し、千代田クリーンセンターに持参または郵送してください。なお、登録している振込口座を解約する場合は必ず事前に千代田クリーンセンターにご連絡ください。

「債権者・義務者登録申請書」の記入例は１１ページにあります。

(4) 登録店を廃止する場合

① 子育て支援登録店だけを廃止する（証紙取扱店は残す）場合

「子育て支援登録店廃止届（１２ページをコピーしてください)」を記入し、千代田クリーンセンターに持参または郵送してください。

② 証紙取扱店も廃止する場合

証紙取扱店の廃止手続きをお願いします（必要書類は千代田クリーンセンターにお問い合わせください)。この場合、自動的に子育て支援登録店も廃止となりますので（子育て支援登録店だけを残すことはできません)、子育て支援登録店廃止届（１２ページ）は必要ありません。

※ ①、②いずれの場合も

・未請求の引換券があれば請求書類もご提出ください。

・登録時にお配りした表札（シール）及びポスターを撤去し、処分してください。

３ その他

(1) 対象世帯へは「登録店リスト」を配付します（本組合ホームページにも掲載しています)。新たな登録店の情報は随時更新しますが、登録時期によって更新が遅れることがあります。

(2) この事業について住民の方から問い合わせがあった場合や、ごみ袋についてお気づきの点がある場合、また代金の請求や支払いについてのお問い合わせは千代田クリーンセンターにご連絡ください。

千代田クリーンセンター（担当：庶務係）
所在地：〒９９９－２１７２　高畠町大字夏茂２９３３番地
電話：０２３８－５７－４００４　ＦＡＸ：０２３８－５７－４００３

(3) この事業の概要は、置賜広域行政事務組合のホームページにも掲載しています。
http://www.okikou.or.jp/kosodate/
（またはトップページ→指定ごみ袋子育て支援事業とお進みください。）

４　Ｑ＆Ａ集

(1) 子育て支援登録店の申請に関すること

Ｑ．本店が証紙取扱店だが、支店は証紙取扱店になっていない場合、支店は子育て支援登録店になれるか。 Ａ．「子育て支援登録店」は証紙取扱店であることを条件としていますので、その支店も証紙取扱店でなければなりません。なお、この質問のケースでは、支店は子育て支援登録店になることができないだけでなく、証紙の取扱い自体ができないことになります。

(2) ごみ袋の引換えに関すること

Ｑ．発行日から３ヶ月を過ぎた券を持参したお客様があったが、引換えに応じてよいか。また、前年度の引換券を持ってきたお客様があったが、引換えに応じてよいか。 Ａ．期限を過ぎた券との引換えはお断りいただくようお願いします。また、発行日から３ヶ月以内であれば、前年度の券であっても引換えに応じてください。
Ｑ．可燃ごみ袋（小）や不燃ごみ袋・資源袋との引換えの要望があった場合、応じてもよいか。 Ａ．この事業の趣旨は、紙おむつを焼却処理するためのごみ袋を配付することですので、可燃ごみ袋（大）以外との引換えには応じないでください。
Ｑ．引換券１枚で３袋（３０枚）との引換えでなく、１袋（１０枚）ずつ分割した引換えに応じてよいか。 Ａ．３袋（３０枚）一括での引換えに限定させていただきますので、１袋（１０枚）ずつ分けての引換えには応じないでください。
Ｑ．可燃ごみ袋（大）の在庫が２袋（２０枚）しかない場合どうしたらよいか。 Ａ．３袋（３０枚）の引換えに限定していますので、在庫がない場合は引換えをしないでください。
Ｑ．引換券が破れたり切り離されている場合、また汚れている場合は引換えてもよいか。 Ａ．基本的には引換券の左右の番号が確認でき、番号が合っていれば引換え可能とします。ただし、左右どちらかの半券しかない場合は無効とします。
Ｑ．引換券の偽造防止対策はしているか。 Ａ．券の左側「Ａ）登録店控」に透かし模様を入れています。複写・複製された券は無効ですので、その疑いがある場合は透かしの有無を確認いただき、ないものは引換えに応じず、千代田クリーンセンターにご連絡ください。

(3) ごみ袋代金等の請求に関すること

Q．昨年引換えた券の請求を忘れていた。これから請求できるか。 A．通常どおり請求してください。お店で引換えた券に請求期限はありませんが、遅くとも引換えから半年を目安に請求してください。
Q．引換券の「B）登録店請求用」をなくしてしまった。代金を請求できないのか。 A．「A）登録店控（券の左側）」が残っていれば、そちらをお送りください（お送りいただく際はコピーを保管しておいてください）。番号を確認した上で、代金をお支払いします。なお、券の紛失等には十分ご注意ください。
Q．前年度と新年度の引換券を混ぜて請求してよいか。 A．差し支えありません。
Q．ごみ袋代金等の振込通知書は送ってもらえるのか。 A．現在、振込通知書の送付は廃止しております。請求書の受理日から１ヶ月以内にお振込みしますので、通帳をご確認いただくか、千代田クリーンセンターにお問い合わせください。
Q．各店舗の請求を、本店（本社）がまとめて行ってもよいか。 A．差し支えありません。ただし、この場合の事務経費（郵送料）は、請求１回分のみのお支払いとなります。
Q．請求書に押す印鑑がわからない。 A．請求用の印鑑はあらかじめ登録いただいていますが、不明な場合は千代田クリーンセンターにお問い合わせください。なお、登録印鑑以外を押した請求書は受理できませんのでご了承ください。
Q．請求書に押す印鑑を変更したい。 A．３ページの２(3)②「印鑑の変更、振込口座の変更」をご覧ください。
Q．請求書を書き間違った場合、どうしたらよいか。 A．請求金額（太枠部分）の訂正はできませんので、新しい用紙をお使いください。それ以外の訂正は、訂正部分に押印（請求印鑑または訂正印）していただければ結構です。なお、請求書の訂正には修正液を使用しないでください（詳しくは９ページをご覧ください）。
Q．登録している振込口座を変更したい。 A．３ページの２(3)②「印鑑の変更、振込口座の変更」をご覧ください。なお、登録している振込口座を解約する場合は必ず事前に千代田クリーンセンターにご連絡ください。

(4) その他

Q．ポスター（シール）が破けてしまったので、もう１枚もらえないか。 A．どちらも多少は余分がありますので、必要な場合は千代田クリーンセンターにご連絡ください。
Q．この「手引き」がもう１冊欲しい。 A．ホームページにございますのでダウンロードしてお使いください。（インターネットがご覧になれない場合は千代田クリーンセンターにご連絡ください。）

５　様式集、記入例

※　請求書（８ページ）、債権者・義務者登録申請書（１０ページ）、廃止届（１２ページ）はコピーしていただくか、ホームページからダウンロードしてお使いください。

No. XXXX　　Ａ）登録店控

平成××年度
指定ごみ袋子育て支援引換券

「指定ごみ袋子育て支援登録店」にお持ちください。
指定可燃ごみ袋(大)１０枚入×３袋（３０枚）と引換えいたします。

発行日：

有効期間は発行日から３ヶ月間です。

〈ご注意〉
・この券をコピーしたものは無効です。
・可燃ごみ袋（大）以外との引換えはできません。
・１袋（１０枚）ずつ分けての引換えはできません。
・この券は切り離さずに店に出してください。（控えはお渡ししません）
・この券には何も書かずに店に出してください。
・この券は再発行しませんので紛失等に注意してください。
・この券は転出等があっても返還の手続きは不要です。
・詳しいことは同封の「ご利用のしおり」をご覧ください。

発行者：置賜広域行政事務組合　理事長

切り離さずにお店にお出しください

No. XXXX　　Ｂ）登録店請求用

平成××年度
指定ごみ袋子育て支援引換券
（登録店請求用）

登録店の方以外は、何も記入しないでください。

〈登録店の方へ〉
代金請求の際、下の枠内に店名をペンかゴム印で記入してください。（１枚ずつ記入してください。）

登録店名：

発行者：置賜広域行政事務組合　理事長

寸法）ヨコ 180㎜×タテ 98㎜

様式第１０号（第１２条関係）

指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書

平成　　年　　月　　日

置賜広域行政事務組合　理事長　あて

請求者　住所又は所在地 ……

氏名又は名称 ……

代　表　者　名 …… ㊞

（電話番号　　）

下記のとおり請求します。

記

請求金額 （ ① ～ ③ ）	円

子育て支援引換券の枚数　(A)			枚
請求内訳	指定ごみ袋代金	枚数(A)×1,500円　･･･ ①	円
	取扱手数料	①　×　4/100　･･･ ②	円
	事務経費	･･･ ③	２００　円

・請求印は、「債権者登録申請書」で登録した印鑑をご使用ください。

・振込先は、「債権者登録申請書」で登録した金融機関口座となります。

（登録店　→　置賜広域行政事務組合）

○　子育て支援取扱費用請求書の記入例

指定ごみ袋子育て支援取扱費用請求書

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

持参または郵送する日を記入してください。

置賜広域行政事務組合　理事長　あて

請求者　住所又は所在地　**高畠町大字夏茂２９３３**

氏名又は名称　**千代田クリーンマート高畠店**

代　表　者　名　**店長　　千代田　太郎**　印

（電話番号　０２３８－５７　　００４）

「債権者登録申請書」で登録した印鑑（不明な場合は千代田クリーンセンターにお問い合わせください）

下記のとおり請求します。

「請求金額」欄のみ、訂正はできません。書き間違った場合は新しい用紙をお使いください。

記

請求金額（①～③）			１５６，２００　円
子育て支援引換券の枚数　(A)			１００ 枚
請求内訳	指定ごみ袋代金	枚数(A)×1,500円　… ①	１５０，０００ 円
	取扱		６，０００ ~~６００~~ 印 円
	事務経費	… ③	２００ 円

文字を訂正した場合は請求印または訂正印を押印ください（修正液は使用しないでください）

・請求印は、「債権者登録申請書」で登録した印鑑を　　ださい。

・振込先は、「債権者登　　す。

「３００円」と記載されている請求書はご使用にならないでください。

債権者・義務者登録申請書

平成　　年　　月　　日

置賜広域行政事務組合理事長　あて

債権者 義務者 コード						

処理区分	1　登録　　2　修正　　3　削除	処理 年月日	年　　月　　日

修正・削除 の理由	（登録の場合記入の必要はありません。）

フリガナ			㊞ 支店の場合は支店で使用している印を押して下さい。
法人名 又は 屋号	本店		
	支店		

フリガナ		㊞
代表者氏名 （個人氏名）		

フリガナ	
住所 （都道府県市区町村地名番地）	〒

電話番号	―　　―

金融機関	銀行コード	―		
	金融機関名	銀行　　本支店		
	口座番号		預金種目	1　普通　　2　当座
	フリガナ			
	口座名義			

次の欄は、上記氏名・住所等と口座振替通知書の送付先が違う場合に記入して下さい。

口座振替通知書送付先	住所	〒
	氏名	
	電話番号	―　　―

置賜広域行政事務組合

○　債権者・義務者登録申請書の記入例（印鑑変更の場合）

債 権 者 ・ 義 務 者 登 録 申 請 書

平成○○年 ○ 月 ○ 日

置賜広域行政事務組合理事長　あて

債権者義務者コード	

処理区分	1　登録　　②　修正　　3　削除	処理年月日	年　月　日

修正・削除の理由	（登録の場合記入の必要はありません。） **使用印鑑の変更**

フリガナ		ﾁﾖﾀﾞｸﾘﾝﾏｰﾄ　ﾀｶﾊﾀﾃﾝ	㊞ 支店の場合は支店で使用している印を押して下さい。
法人名又は屋号	本店	**千代田クリーンマート**	
	支店	**高畠店**	

フリガナ	ﾃﾝﾁｮｳ ﾁﾖﾀﾞ ﾀﾛｳ	㊞
代表者氏名（個人氏名）	**店長　千代田太郎**	

変更後の印鑑（シャチハタ印は登録できません）

フリガナ	
住所（都道府県市区町村地名番地）	

電話番号	

振込口座変更の場合はこの欄を記入してください

金融機関	銀行コード	―　　―		
	金融機関名	銀行　　本・支店		
	口座番号		預金種目	1　普通　　2　当座
	フリガナ			
	口座名義			

次の欄は、上記氏名・住所等と口座振替通知書の送付先が違う場合に記入して下さい。

口座振替通知書送付先	住所	〒 **記入不要**
	氏名	
	電話番号	―　　―

置賜広域行政事務組合

様式第９号（第９条関係）

指定ごみ袋子育て支援登録店廃止届

平成　　年　　月　　日

置賜広域行政事務組合　理事長　あて

届出者　住所又は所在地

氏名又は名称

代　表　者　名　　㊞

（電話番号　　）

私（当社）は、指定ごみ袋子育て支援登録店を廃止したいので、置賜広域行政事務組合指定ごみ袋子育て支援事業実施要綱第９条第１項の規定により届出します。

<table>
<tr><td rowspan="6">※処理欄</td><td colspan="4" rowspan="3">上記の届出を受理してよいか伺います。</td><td>起　　案</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>決　　裁</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>証紙(指定ごみ袋)
取扱店承認番号</td><td>―</td></tr>
<tr><td>係</td><td>係　長</td><td>補　佐</td><td>決　裁</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　止　日</td><td colspan="3" rowspan="2">条件及び指示事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

※は、記入しないでください。

（登録店　→　置賜広域行政事務組合）